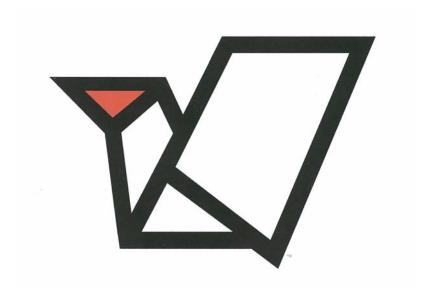
令和4年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会



令和4年3月28日

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録令和4年3月28日(月曜日)

(目次)		
議事日程・場	请所······	1
付議事件		2
出席議員の氏	· · ·	2
説明のため出	は 席した者の職氏名	2
	は 席した者の職氏名	
広域連合長挨	⋛拶⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	4
会議録署名議	養員の指名	5
会期の決定…		5
諸般の報告		
• 例月出納	h検査(令和3年5月分から令和3年11月分まで)の結果について	5
令和2年	度下半期及び令和3年度上半期分定期監査結果報告について	5
一般質問		
• 中島光徳	議員	5
• 上地広域	战連合長······	6
・白井正子	- 議員	7
• 上地広域	战連合長······	8
• 谷口事務	5局長	9
報告の承認		
承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療	
	広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の	
	一部を改正する条例)	
提案理由説	祖明	
	5局長	
採決		10
承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期	
	高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))	
提案理由説		
	5局長	
採決		11
承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期	
	高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	
提案理由説	组明	
• 谷口事務	5局長	11
採決		11
議案上程		
議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤	
	務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説		
• 谷口事務	5局長	12
採決		12

議案第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を改正す る条例について
提案理由記	
	8月長
議案関連領	
	、 大志議員
	或連合長·······13
	·····································
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について
提案理由記	兑明
• 谷口事務	务局 長1 4
議案関連貿	質疑 一种 医二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基
• 花上喜作	弋志議員14
• 上地広場	或連合長15
	子議員
· 上地広場	或連合長······
	······································
	神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について
提案理由記	
	8月長
議案関連領	
	^{、元} 弋志議員18
	或連合長·······18
	子議員
	」 戚貝 或連合長
反対討論	X.Ε. Γ. Σ
	子議員19
	F嵌貝 19
	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号) について
提案理由記	
	务局長20
	21
議案第6号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)について
提案理由記	
• 谷口事務	务局長21
議案関連貿	質疑
・花上喜ん	弋志議員21
・上地広場	或連合長22
採決	22
議案第7号	令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
提案理由記	
	%月長····································
議案関連貿	
	、 大志議員

上地広域連合長	24
反対討論	
• 白井正子議員	24
採決	24
議案第8号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	
について	
提案理由説明	
• 谷口事務局長····································	25
議案関連質疑	
• 花上喜代志議員····································	26
上地広域連合長	26
採決	
陳情第1号 後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施中止を求める意	
見書提出の陳情	
陳情第2号 後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求める陳情	
議会運営委員会へ付託	27
休憩	27
再開	
委員長報告(陳情第1号及び第2号)	27
賛成討論(陳情第1号)	
• 白井正子議員	28
採決(陳情第1号)	28
賛成討論(陳情第2号)	
• 白井正子議員····································	28
採決(陳情第2号)	28
閉会中継続審査	28
議決事件の字句及び数字等の整理	29
広域連合長閉会挨拶	29
閉会	29
議決結果	30
会議録署名	30
(資料)	
議案書	
• 議案説明資料	
• 議提配付資料①	

- 議場配付資料①
- ·議場配付資料②

○議事日程・場所

令和4年3月28日 午後2時30分 開会

於:藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

日程第 1 . 広域連合長挨拶

日程第 2 . 会議録署名議員の指名

日程第 3 . 会期の決定

日程第 4 . 諸般の報告

日程第 5 . 一般質問

日程第 6 . 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の 一部を改正する条例)

日程第 7 . 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川 県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))

日程第 8 . 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川 県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))

日程第 9 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任 用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 . 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を 改正する条例について

日程第 11 . 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一 部を改正する条例について

日程第 12. 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

日程第 13. 議案第5号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について

日程第 14 . 議案第 6 号 令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計補正予算(第 2 号)について

日程第 15. 議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第 16 . 議案第 8 号 令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計予算について

日程第 17. 陳情第 1号 後期高齢者医療の窓口負担 2 割に引き上げる改正法の実施中止を求める意見書提出の陳情

日程第 18. 陳情第 2号 後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求める陳情

日程第 19. (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合 短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する 条例)
- 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))
- 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等 に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を改正する条例に ついて
- 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例について
- 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について
- 議案第5号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第6号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)について
- 議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第8号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 陳情第1号 後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施中止を求める意見書提出 の陳情
- 陳情第2号 後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求める陳情

○出席議員(20人)

1 番	小松 範昭	11番	青木	哲正
2番	横山 勇太朗	12番	寺田	弘子
3番	長谷川 えつこ	13番	丸山	治章
4番	花上 喜代志	14番	藤田	昇(途中出席)
5番	竹内 康洋	15番	八島	満雄
6番	中島 光徳	16番	石川	貴久雄
7番	白井 正子	17番	吉田	義人
8番	斎藤 伸志	18番	橘川	佳彦
9番	林 敏夫	19番	田中	俊一
10番	田村 伸一郎	20番	馬場	司

○説明のため出席した者

広域連合長上地 克明事務局長谷口 千尋企画課長海老塚 孝之保健事業担当課長前村 里美資格保険料課長古賀 伸一郎給付課長増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長西山 直子書記佐伯 力書記大貫 瞳書記岡本 良書記中山 敬文

【開会の挨拶】

○議長(小松 範昭君)

皆様、こんにちは。議長の小松でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染防止を図るため、感染対策に係る対応下での開催となりました。 また、会の進行につきましても、より円滑に進めていけるよう努めてまいりますので、皆さまの 御協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。

ただいまから、令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広 域連合長以下関係職員の出席を求めておりますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の1ページの議事日程表により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○議長(小松 範昭君)

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

昨年8月に広域連合長に就任いたしました、上地でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス対策のまん延防止等重点措置が先週21日に全面解除されましたが、人との接触機会が増える季節を迎えるに当たり、感染防止対策の継続が必要であることに変わりはありません。このような状況のなか、議員の皆さま方におかれましては、当広域連合議会定例会に御出席を賜りまして、まずもって厚く御礼申し上げます。さて、本年から、団塊の世代が後期高齢者になり始めます。国においては、全ての世代の方が安心できる社会保障制度を構築するための全世代型社会保障改革が進められているところであり、後期高齢者を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。当広域連合といたしましても、国や県、市町村との連携を密にしながら、これからも、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいりたいと存じます。本日の議会定例会では、第4次広域計画案や令和4年度の予算案など、全8件を上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

【会議録署名議員の指名】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、13番、丸山治章議員、及び14番、藤田昇議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の5ページから12ページの例月出納検査の結果について、のとおり、令和3年5月分から令和3年11月分までの例月出納検査が実施され、また、同資料13ページから15ページの財務監査の結果についてのとおり、令和2年10月分から令和3年9月分までの財務監査が実施され、それらの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第5、一般質問を行います。一般質問は、議場配付資料①の17ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

中島光徳議員の、発言を許可します。

中島光徳議員。

○7番議員(中島 光徳君)

横浜市選出の中島 光徳です。本年10月1日から開始されます、一定の所得がある、被保険者に関する窓口負担の見直しについて、広域連合長に伺います。我が国では、少子高齢化の急速な進展の結果、平成20年をピークに、人口は減少へと転じており、人口減少時代を迎えることになりました。約30年後の2050年の日本の総人口は、1億人を下回るという予測まであります。厚生労働省の試算では、後期高齢者の人口は、令和7年、約2,200万人となり、実に、国民の約5人に1人が75歳以上となり、高齢化の速さは、世界に類を見ないスピードで進行しています。さて、後期高齢者の状況に着目すると、介護や医療などの社会保障費の増大は、すでに深刻な問題となっており、その支え手である現役世代の人口減と負担増についても、大きな課題となっております。後期高齢者

医療制度における窓口負担見直しに向けては、政府・与党間においても、現役世代の負担上昇の抑 制の観点と合わせて、高齢者の生活実態や負担能力等も踏まえ、様々な検討や議論が行われた中で 成案を得たものと、承知しております。まずは、これまでの窓口負担割合の基本的な考え方を伺い ます。少子高齢化という状況の中で社会保障制度のあり方を考えるとき、ある程度世代間の負担を 公平にする必要があります。現在、後期高齢者医療にかかる費用は、患者の負担分を除くと約5割 を公費で、約4割を現役世代からの支援金で、そして、約1割を後期高齢者の保険料で賄っていま す。厚生労働省の資料によると、この4割にあたる、現役世代からの支援金の額を見ますと、平成 22年度には現役世代1人当たり約4万4千円でしたが、10年が経過しました令和2年度では1.5 倍近い約6万3千円まで増額しており、このままでは現役世代の負担が一層重くなる恐れがありま す。そこで、今回の国の制度改正に対する見解を伺います。高齢者の窓口負担が2割となった場合、 医療機関窓口での支払額は、年間平均で約8万3千円から11万7千円に増加することとなります。 とりわけ、膝や腰の痛みと高血圧など、複数の疾病を抱え、長い期間、頻繁に受診されている方ほ ど、影響が大きく、変更時の負担感は大きくなります。高齢者の医療保険の利用状況や家計支出に おける医療費負担等にも配慮して、こうした方々への影響を緩和するため一定期間にわたって負担 増の幅に上限を設けられることになったと思いますが、そこで、受診控えや、疾病の重症化につな がらないようにするための取組について、伺います。今回の法改正において、現役世代の負担増を 軽減する必要性が示されたことは、大変重要なことであると認識しています。今後も公平性等の観 点から不断の見直し、改革が必要であると思います。そこで、最後に持続可能な医療保険制度とす るための、さらなる見通しを伺います。引き続き、神奈川に暮らす一人ひとりの高齢者の皆様が安 心して医療機関に受診ができる制度になることを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、これまでの窓口負担割合の基本的な考え方について、回答いたします。これまでは、世代を通じた、負担の公平を図る観点から、現役世代の平均的な負担能力と同程度以上の負担能力のある後期高齢者については、3割負担とし、それ以外の方は1割負担とする、とされてきました。

次に、今回の国の制度改正に対する見解について、回答いたします。今回の制度改正は、団塊の世代が後期高齢者となり始め、現役世代からの支援金の急増が見込まれるため、負担能力のある方には可能な範囲で御負担いただくことにより、全世代対応型の社会保障制度を構築するために必要な制度改正と認識しております。

次に、受診控えや、疾病の重症化につながらないようにするための取組について、回答いたします。必要な受診が抑制されることがないよう、2割負担への変更による影響が大きい外来患者について、施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3千円に収める仕組みである配慮措置を講じることとされております。また、高齢者の健康保持については、受診控えが重症化につながらないよう、積極的に市町村と連携し、健康診査や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を推進して

まいります。

次に、持続可能な医療保険制度とするためのさらなる見通しについて、回答いたします。医療保険制度を維持していくためには、団塊の世代の後期高齢者への移行に伴い、医療費の増加が見込まれる中、人口構造の変化により現役世代の負担が加速度的に増していることから、負担のあり方が喫緊の課題であると認識しております。課題解決に向けては、国において、現役世代の負担を抑えながら、能力に応じた負担のあり方や、医療費における保険料、公費、自己負担のバランスのあり方等の総合的な議論により、全世代の皆様が、安心して暮らしていける持続可能な医療保険制度を目指していくものと考えております。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員の発言を許可します。

白井正子議員。

〇7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。まず、新型コロナ感染症対策強化についてです。 3 月 21 日まで神奈川県にまん延防止等重点措置が実施されるなど、オミクロン株の感染拡大によるコロナ第6波の感染状況が深刻です。 3 月 24 日の神奈川新聞によると、県内の新規感染者は 3 月以降、減少傾向が続いていますが、一方で死者数はオミクロン株が主流となった 1 月以降の第6波だけで 650 人を超え、これまでの累計の死者数の 3 分の 1 にも及んでいます。このうち 9 割を 70代以上の高齢者が占めており、県医療危機対策本部室によると、昨年末までの県内の死者数は 1,319人で、そのうち 70歳から 100歳代の高齢者が 82 パーセントでしたが、年明け以降はその割合が上昇し、2 月の死者 353 人のうち 92 パーセントとなっています。第6波では、高齢者施設でのクラスターが相次ぎ、ピークとなった 3 月 10日には、県内でクラスターが継続中の福祉介護施設が過去最多の 351 施設にもなりました。このように県内でも全国的にも高齢者施設でのクラスター発生、基礎疾患のある高齢者が感染により悪化して亡くなるケースが多いことが挙げられ、新型コロナから命を守るために、県内でも更なる対策強化が求められていることについて、連合長としての所感はどうか伺います。

国の社会保障費削減方針についてです。国は、公的な社会保障費の削減をねらい、日本は高齢者が増えて財政が大変だ、高齢者も負担してもらわなくては、という前提で、社会保障を高齢者優遇型から全世代型へと向ける方針としています。専門家の分析では、日本の社会保障のレベルを2015年の国連資料からスウェーデン、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカなど先進工業国と比較したところ、日本の社会保障給付費の国民一人当たりの社会支出は6か国中最下位で、1位のスウェーデンのほぼ半分、特に高齢者関連分野の一人当たり社会支出金額は、6か国中5位となっており、医療に対する支出は最下位で、日本の社会保障は決して高齢者優遇とは言えないとしています。このことからも、社会保障を高齢者優遇型から全世代型へと向ける方針は、全世代型の低い水準の社会保障に向ける方針と言えます。高齢者への社会保障費を拡充することこそが現下の優先課題と考えますが、国の社会保障費削減方針について、連合長の見解はどうか伺います。

高齢者のくらしは、2019 年 10 月の消費税 10 パーセントへの増税をはじめ、厚生労働省が 2022 年度の公的年金を 0.4 パーセント引き下げると発表しました。また介護の負担増、介護保険料の引き上げ、生活必需品の相次ぐ値上げなど、長引くコロナ禍などによりますます厳しくなっているうえに、窓口負担 2 割実施などの医療の負担増と給付削減では、くらしを更に圧迫することが懸念されますが、連合長の見解を伺います。

次に、窓口負担2割実施で最も削減されるのは公費であり、公的な社会保障費の削減を推進するものです。国の負担軽減を、高齢者に付け替えるものとなります。窓口負担2割化の対象は、課税所得が28万円から145万円の人となっており、神奈川県広域連合での対象者の割合は、全国最高の24.8パーセントとされ、全国で最も影響を受けますが、対象者の人数は何人で、どれだけの負担増となるのか、単身世帯と夫婦世帯でどうなるのか、また、中止を求める県内の声に応え、今からでも国に意見書提出が求められますが、見解はどうか伺います。

窓口負担2割実施の場合の制度説明ですが、10月からの窓口負担2割の実施について、制度がどう変わるのか不安の声が多く寄せられています。窓口負担2割が実施された場合には、対象者や3年間とされている3,000円を超える分の差額の払い戻しなどの制度説明は、不安や混乱がないように行われることが必要ですが、現時点ではどのように説明、周知を行っているのか、また、今後の予定はどうなるのかを伺います。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、新型コロナ感染症対策強化について、回答いたします。現状のコロナ禍において神奈川県で様々な感染症対策がなされていると承知しています。当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が安心して受診できるように、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めてまいります。

次に、国の社会保障費削減方針について、回答いたします。令和4年度以降、後期高齢者が急増するなか、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直し、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度の構築を目指しているものと認識しています。

次に、高齢者のくらし圧迫について、回答いたします。今回の窓口負担2割導入は、後期高齢者の方々のくらしに支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しであると承知しています。また、 急激な負担の増加を緩和するため、配慮措置も導入されます。

次に、窓口2割負担の対象者数と負担増額、2割負担に対する見解について、回答いたします。 神奈川県における2割負担の対象となる被保険者数は、令和2年7月時点の国の推計によりますと、 約33万人となります。国の試算によりますと、一人当たりの窓口負担額の年間平均が、3万4千 円増とされておりますが、配慮措置を講じることにより、8千円程度負担額が軽減されます。次に、 国への中止を求める意見書についてですが、窓口負担2割の導入は、後期高齢者の方々のくらしに 支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しであると承知しておりますので、広域連合から国 に対し、意見書を提出する考えはございません。

次に、窓口負担2割実施の場合の制度説明についてです。令和3年度においては、国が作成した制度説明のリーフレットを市町村や関係機関等で配架すると共に、ホームページに掲載しております。今後の予定としましては、令和4年度には全ての被保険者に被保険者証を2回交付しますので、その機会に合わせて、制度改正のお知らせを同封いたします。その他、市町村や関係機関等でのポスターの掲示やリーフレットの配架等を予定しております。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

白井 正子議員。

〇7番議員(白井 正子君)

お答えをいただきましたけれども、窓口負担2割実施の場合に単身世帯と夫婦世帯でどうなるか を伺っておりまして、その部分のお答えもお願いいたします。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いします。 谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

ただいまの再質問等にお答えします。単身世帯と夫婦世帯でどうなるかについてでございますが、今回の2割負担のみの影響を考えた場合には、基本的には単身であっても、夫婦おふた方であっても負担の考え方は変わらないものと考えております。なお、実際にはお二人世帯でありますと、高額療養費制度の中で世帯単位で計算する部分がございますので、二人世帯のほうがお一人当たりの医療費の負担が低くなる場合がございます。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域 連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改 正する条例)】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第6、承認第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の 任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることにつ いて、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

承認第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。 1、概要ですが、12 月に支給する短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定す るため、当該条例の一部を改正しました。当広域連合の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合は、人事院勧告、神奈川県及び神奈川県内の市町村の動向を踏まえ決定するところ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分としました。 2、改正の内容ですが、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.275 月から 1.125 月に改定しました。 3、条例の施行日ですが、公布の日、令和 3 年 11 月 30 日です。なお、 2ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の1ページから 3ページに、「改正条例等」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は、以上でございます。当該専決処分について、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

承認第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。承認第1号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第7、承認第2号、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 第2号の専決処分の報告及び承認を求めることについて、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

承認第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。本件は、令和3年度一般会計補正予算第2号を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。まず、1、専決処分理由ですが、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針に基づき、国から要請されたマイナンバーカードの取得促進を図るため、補正予算を編成しました。令和3年11月に国から最新情報が示され、12月中に事業に着手する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分としました。次に、2、補正の内容ですが、1億3,930万3千円を増額し、予算総額を、37億5,923万6千円としました。(1)歳入ですが、マイナンバーカードの取得促進に係る費用は国の補助金の対象となるため、民生費国庫補助金を1億3,930万3千円増額いたします。次に、(2)歳出ですが、マイナンバーカードの取得促進に係る費用として一般管理費を1億3,930万3千円増額いたします。なお、別冊の議案書の5ページから19ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

承認第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。承認第2号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第8、承認第3号、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算第1号の専決処分の報告及び承認を求めることについて、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

承認第3号について、御説明申し上げます。議案説明資料の5ページ、資料3を御覧ください。本件は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。まず、1、専決処分理由ですが、令和3年度の特別高額医療費共同事業拠出金について、予算額を上回ることとなったため、補正予算を編成しましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであったため、専決処分としました。次に、2、補正の内容ですが、2,650万円を増額し、予算総額を、9,855億2,649万5千円としました。(1)歳入ですが、特別高額医療費共同事業拠出金の不足分に充てるため、特別高額医療費共同事業交付金を2,650万円増額いたします。次に、(2)歳出ですが、特別高額医療費共同事業拠出金を2,650万円増額いたします。なお、別冊の議案書の21ページから35ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

承認第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。承認第3号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第9、議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の 任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の7ページ、資料4を御覧ください。
1、条例改正の理由ですが、令和3年の人事院勧告、神奈川県及び神奈川県内の市町村における給与改定等の状況を踏まえ、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例を改正します。2、改正の内容ですが、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.125月から1.20月に引き上げます。3、条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。4、その他として令和3年12月期の支給割合の改正を先ほど御説明のとおり専決処分しておりますので、本議案による令和4年度の改正案を踏まえた比較表を掲載しております。なお、8ページに、条例の新旧対照表を、また、別冊の議案書の37ページ及び38ページに、条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(小松 範昭君)

議案第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を改正する条例について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第 10、議案第 2 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の 一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の11ページ、資料5を御覧ください。1、条例改正の理由ですが、保健事業等支援基金は、被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるため、設置したものです。当広域連合では、令和3年度まで、保健事業を特別会計と一般会計に分けて実施してきました。令和4年度予算におきましては、保健事業の目的や、財源が明確なことを踏まえ、一般会計の保健事業費に係る事業を全て特別会計に移行します。これに伴い、一般会計に設置している保健事業等支援基金を特別会計に移行するため、条例を改正します。2、改正の内容ですが、当条例中神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計を神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計に改めます。3、条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。なお、12ページに、条例の新旧対照表を、また、別冊の議案書の39ページ及び40ページに、条例案を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以

上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第2号について、花上喜代志議員から通告がありましたので、登壇して発言を願います。

花上喜代志議員の、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

横浜市選出の立憲民主党の花上喜代志であります。ただいま提案されました議案第2号について、上地広域連合長にお尋ねしたいと存じます。私ごとを申し上げて恐縮でありますが、私は先ごろ75歳となりました。後期高齢者医療の被保険者となったわけであります。ですから、今回は、広域連合の議員であると同時に、被保険者本人という目線でも、質疑を行ってまいりたいと思います。一般的に75歳を過ぎると、疾病が治癒するまでの期間は長期化しやすく、複数の疾病に罹患しやすいと言われています。だからこそ、保健事業により、被保険者の疾病の発生を未然に防止し、あるいは、早期発見によって、重症化・長期化を防ぐことが極めて大事だと思います。保健事業の推進は、医療費の支出を低く抑え、広域連合の健全な財政運営にもなります。今回、この事業に資するための保健事業等支援基金を一般会計から特別会計に移行する改正は、被保険者にとってどのような影響があるのか、懸念しております。先ほどの御説明では今一つ不明確ですので、一般会計にある保健事業を特別会計側に集約する考え方について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。併せて今後、増大する医療給付費の抑制に寄与する保健事業の推進についてどのように進めていくのか、以上2点をお尋ねしたいと思います。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、一般会計にある保健事業を特別会計側に集約する考え方について、回答いたします。保健事業の目的は、被保険者の健康保持増進を実現することであり、ひいては医療給付費の抑制、さらには保険料の負担軽減につながることから、保険料等を財源とする特別会計に集約し、保健事業全体を、より分かりやすく整理したものです。なお、これまで一般会計で実施してきた保健事業は、国の特別調整交付金を財源としており、特別会計移行後も財源に変わりはないため、保険料の負担が増すことはありません。

次に、今後、増大する医療給付費の抑制に寄与する保健事業の推進について回答いたします。高齢者の健康増進を図り、健やかに過ごしていただくために、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな保健事業を推進していくことが重要と認識しています。そのためには、高齢者の特性に合わせた疾病の早期発見、重症化予防を目的とした健康診査、歯科健康診査を受診率の向上に向けて推進してまいります。また、高齢者の心身の多様な問題に対応するため、市町村と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組をさらに推進してまいります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

議案第2号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第 11、議案第 3 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第3号について、御説明申し上げます。議案説明資料の13ページ、資料6を御覧ください。1、条例改正の理由ですが、令和4年度及び令和5年度における保険料率を定めるとともに、法令の改正に伴う保険料の賦課限度額を改める等のため、条例を一部改正いたします。2、改正の内容ですが、(1)令和4年度5年度保険料率の算定ですが、所得割率は、現行の8.74%から8.78%に、均等割額は、現行の43,800円から43,100円となりました。(2)保険料賦課限度額の引上げですが、法令改正に伴い、現行の64万円から66万円に改正いたします。(3)第15条、徴収猶予の条文中の表記変更として、現行の、納付する者という表記を、納付する義務を負う者、に変更いたします。なお、変更による影響はございません。(4)附則の規定の削除でございます。いずれも、既に適用は終了しており、削除による影響はございません。3、条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。なお、14ページ及び15ページに条例の新旧対照表を、また、別冊議案書の41ページ及び42ページに改正条例等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は、以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第3号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

花上喜代志議員の、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

それでは次に、議案第3号について、広域連合長にお尋ねしたいと存じます。現在、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大により、世界経済が大きな打撃を受けている状況にあり、それに加

えてプーチン、ロシアがウクライナに侵略したという状況が加わって、現在世界経済というのは非常に先行き、見通しが不透明な状況となっていることに多くの世界の方々が心を痛めているという状況であります。一方、我が国では、令和元年10月に、消費税率が10%へ引上げされました。その結果、消費マインドが冷え込んで、そしてコロナ禍ということで、一層厳しい状況になっているわけであります。そのような状況の中で、後期高齢者の皆様にとっては、非常に厳しい環境になっていると思います。令和4年度から始まる次期保険料がどうなるかは、家計を考える上で、とても重要な関心事ということで、私のもとにも多くの高齢者の方々から様々なご意見をいただいているところでございます。先ほどの御説明では、次期保険料は均等割額は下がり、所得割率は上がると御説明がありましたが、そのことと併せて団塊の世代のみなさんが、順次、今後後期高齢者になるということでありますので、今後の保険料がどうなるのか、大変心配されているところであります。この2点について、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、なぜ、次期保険料は均等割額は下がり、所得割率は上がるのか、に回答いたします。均等割額が下がる主な要因としては、160億円の特別会計剰余金を活用したためです。一方、所得割率については、当広域連合は、被保険者の所得水準が高いため、国の普通調整交付金が減額され、その減額分は、所得割で賦課する保険料で賄うことになります。結果として、所得割率は微増となっております。

次に、今後の保険料について、回答いたします。令和4年度以降、75歳以上の後期高齢者が増加する中で、総医療費が増加するとともに、現役世代の人口とのバランスが変わることで、高齢者が保険料として負担すべき割合が上昇することが見込まれます。賦課限度額の見直しなど、負担のあり方については、国における今後の議論等も見据えて、医療保険者としては、保健事業の推進や医療費の適正化等に取り組み、医療給付費の抑制に努めてまいります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員の、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出、白井正子です。議案第3号の保険料については、制度のスタート時点から激変緩和の観点で設けられていた保険料軽減特例は、2017年度から段階的に縮小され、所得割、均等割、元被扶養者の均等割りのすべての軽減が2020年度末に廃止され、今回本条例からの削除です。高齢者の負担増となる特例軽減の縮小、廃止については、これまで連合長から反対するよう主張してきましたが、廃止により負担増となりました。国は元被扶養者の所得割は賦課していませんが、賦課開始時期を引き続き検討としており、さらなる負担増が懸念されます。そこで、当広域連合の保険

料ですが、2022、23年度の一人当たり年間保険料額は、増加抑制に剰余金161億円の内160億円活用 し、2020、21年度より1,615円引き下げで、94,637円としています。高齢者の厳しいくらしから負 担軽減となるよう、あらゆる手立てで保険料の引き下げを求めてきたところですが、連合長として 保険料設定の考え方はどうか伺います。

次に、あらゆる手立てで保険料を引き下げることが必要です。東京都後期高齢者医療広域連合は、 区市町村負担金による特別対策等により保険料軽減策をとっています。こうした例も参考にした、 さらなる保険料の引き下げの考えはないのか伺います。

次に、神奈川県後期高齢者医療広域連合も加わる全国後期高齢者医療広域連合協議会において、 国への要望書には、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できる仕組みの継続をあげています が、その考え方はどういったものか伺います。

次に、10月からの窓口2割負担が実施されれば受診控えが想定されますが、次期の医療給付費を 見込むにあたり、受診動向の影響をどう見て、いくらの変動と推計しているのか伺います。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、2022・23年度の保険料率設定の考え方について、回答いたします。令和4年度以降、医療給付費等が伸び、保険料で負担すべき額が増加しますが、高齢者の急激な負担増を緩和するため、特別会計剰余金を活用することで、保険料率の急激な上昇の抑制を図りました。

次に、市町村負担金を財源とし、さらなる保険料の引き下げの考えはないのか、について回答いたします。法定の負担に加えて、市町村に対し、当広域連合への更なる財政支援を求めることは、 県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

次に、財政安定化基金の活用について、回答いたします。財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できることは、必要であると考えます。ただし、活用した場合は、それを補填するための新たな拠出を必要とするため、当基金を所管する県と協議を行い、令和4年、5年度の保険料率算定においては、活用しないこととしました。

次に、窓口2割負担の導入による医療給付費への影響について、回答いたします。国の試算では、窓口負担2割導入により、1年間の医療給付費が1,880億円減少するとされています。なお、神奈川県の被保険者数の割合で計算すると、約120億円の減となります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

議案第3号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。議案第3号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第 12、議案第 4 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について、を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第4号について、御説明申し上げます。議案説明資料の17ページ、資料7の第4次広域計画の策定についてを御覧ください。1、広域計画の趣旨・策定理由等、ですが、広域計画は地方自治法第291条の7及び広域連合規約第5条に基づき策定する計画で、広域連合及び市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針となるものです。この度、現在の第3次広域計画が3年度末をもって計画期間が満了することに伴い、第4次広域計画の策定をするものでございます。

2、第4次広域計画(案)作成までの経過、ですが、市町村への意見聴取の後に、令和3年8月 に計画の素案を概要版にて議員の皆様に御説明させていただき、その後、10月にパブリックコメントを実施しました。

1枚おめくりいただき、19ページ、『第4次広域計画(案)の概要』を御覧ください。1、広域計 画の趣旨・計画期間、ですが、計画期間につきましては、令和4年度から令和13年度の10年間とい たしました。2、第3次広域計画の振り返り、ですが、3つの基本方針の取組結果を踏まえ、次期 計画に向けて今後の方向性を整理いたしました。3、現状と課題、ですが、まず、(1)現状です が、神奈川県内の後期高齢者医療の被保険者数は、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。ま た、被保険者数、一人当たり医療費ともに増加傾向にあることから、今後も医療費が増加すること が見込まれます。20ページを御覧ください。次に(2)課題ですが、増大する医療費に対し、持続 可能な制度としていくためには、医療費の適正化、健康の保持増進、健全な制度運営のより一層の 充実した取組が必要と考えております。4、第4次広域計画の基本理念と基本方針、ですが、これ まで御説明した状況を踏まえ、計画期間内で目指す基本理念として、被保険者の健康が保持・増進 され、必要な時に適切な医療を受けることで、より長く健康で自立した生活を送ることができる健 康長寿社会の実現を目指します、ということを新たに掲げ、これを実現するための基本方針を、医 療費適正化、高齢者保健事業の推進、健全な制度運営の3つといたしました。それぞれの基本方針 のもとで、各事業の目標設定や進捗管理を行いながら、基本理念の実現に向けて取組を進めてまい ります。5、広域連合と市町村の事務分担、ですが、広域連合と市町村の役割につきましては、記 載のとおり、互いに連携、協力して、今後とも事務を進めてまいります。参考として、21ページか らパブリックコメントの結果を添付しております。第4次広域計画(案)の本編は、議案書別冊と しております。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第4号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

花上喜代志議員の、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

それでは次に、議案第4号について、広域連合長にお尋ねしたいと存じます。私は、昨年8月の第2回定例会において質問いたしましたが、その時のお答えでは、第4次広域計画については、新たに基本理念を設置して、実現するための3つの基本方針のもとで、事業ごとの目標設定や、毎年、進捗管理を行うということでありました。今も少し御説明をいただきましたが、この基本方針のもとで行われる事業というのは、健康長寿社会を目指す方向に向かって、具体的には、どのような事業を考えているのか、また、目標設定や進捗管理について、どのように行っていこうとしているのか、そのお考えを伺いたいと思います。以上2点、御説明をお願いいたします。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、基本方針のもとで行われる具体的事業及び、目標設定、進捗管理手法について、回答いたします。具体的事業についてですが、医療費の適正化では、診療報酬明細書の点検や後発医薬品の利用促進、そして、高齢者保健事業の推進では、健康診査や高齢者保健事業と介護予防の一体的実施、健全な制度運営では、保険料収納対策などが対象となります。広域計画の進捗管理についてですが、基本理念を新たに設置して、目指すべき社会像を定めました。その理念に基づき、各事業を単年度ごとに、PDCAサイクルに沿った目標による事業進捗管理を行うとともに、広域計画全体の進捗状況として評価を行ってまいります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

次に、寺田弘子議員の、発言を許可します。

寺田弘子議員。

○12 番議員(寺田 弘子君)

相模原市議会選出の寺田でございます。ただいま議題となっております神奈川県後期高齢者医療 広域連合第4次広域計画の策定について、でございますが、議案別冊の第4次広域計画(案)の15 ページの、6. 基本方針と施策の方向性、の(1)医療費の適正化、では、後発医薬品の利用促進 等に取り組み、医療費適正化の啓発に努めます、と示されております。そこで、質問でございます が、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進は医療費の縮減につながるものと思います、しか し、後発医薬品の利用はこれまでも叫ばれてはきましたが、まだまだ少ないように感じております。 そこで、今までの取組とその効果、そして、今後の取組についてお聞きいたします。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、ジェネリック医薬品の利用促進について、今までの取組とその効果、今後の取組について、回答いたします。今までの取組ですが、ジェネリック医薬品の普及を図るため、先発医薬品を処方されている被保険者に対して、勧奨通知を発送しております。また、ジェネリック医薬品希望カードなどを、被保険者証を発送する際に同封し、切替勧奨記事を掲載した広報紙を、医療費通知に同封するなど、周知に努めております。直近の実績としては、令和2年度に約4万2千人の被保険者に勧奨通知を発送し、約5千人の被保険者が切替を行った結果、約1億1千2百万円の効果がありました。今後の取組については、様々な機会を通じて周知広報を図るとともに、勧奨対象の薬効を拡大するなど、さらなる普及率向上に努めてまいります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

寺田弘子議員。

○12 番議員(寺田 弘子君)

了解いたしました、今後も後発医薬品の利用促進に努めていただきたいと存じます。また、これだけでなく、医療費の適正化を進め、安定的な制度の維持と、少しでも被保険者の負担軽減につながるよう、積極的な取組をお願いいたします。以上、要望といたします。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。議案第4号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、 発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出の白井正子です。第 4 次広域計画については、賛成できません。理由の 1 つは、10 年先まで後期高齢者医療制度の継続を前提とした計画にしたことです。日本共産党の後期高齢者医療制度についての政策は、欧州諸国など先進国では窓口負担は無料、または少額の定額制であり、日本でも岩手県内で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで国の制度として無料化が実現した歴史を持っていることから、保険料窓口負担の引き上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻します。減らされてきた高齢者医療の国庫負担を抜本的に増額し、高齢者国民の負担軽減を推進することです。理由の 2 つ目は、高齢者の特性を踏まえた健康診査等の保健事業が不十分な点です。今回、計画で課題として挙げているのは、増大する医療費に対して医療費の伸びを抑制する必要があり、健康寿命の延伸が不可欠で、健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病の予防等につなげる必要があるとして、施策の方向として健康診査等高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施するとしています。健康診査については、高齢者の耳や

目の特性を踏まえてからは、当然、加齢性難聴や緑内障の発見につながる検査方法を入れるべきですが、想定されていないことは不十分です。また、疾病予防と医療費の関係についてですが、興味深い調査結果が発表されています。東京都健康長寿医療センター研究所による群馬県中之条町での現在も継続中の20年間の調査では、65歳以上の1千人が身体活動計を付けてモニターしたところ、歩数や運動強度と健康の関係が見えてきて、国民健康保険で医療費が1人当たり年間約20万円も下がっているという結果です。1日2千歩で寝たきりを予防、1日4千歩そのうち早歩き5分でうつ病を予防、1日5千歩早歩き7.5分で認知症、心疾患、脳卒中、要支援、要介護を予防することが分かり、1日8千歩早歩き20分が健康長寿の不文律としています。75歳以上での関係を見る必要があると思いますが、本広域連合が疾病予防、介護予防を市町村と連携して協力して取り組むに当たっては、疾病予防と医療費の関係を教訓化して取り入れることも必要です。計画素案に対する意見募集が行われました。後期高齢者窓口負担を少なくするようにとの意見の表明に対して、広域連合の考え方として、法令等に基づき所得に応じて算出し決定している、と、問題視さえせず回答していますが、県民の意向を尊重し、負担軽減のために努力する旨の表明があってしかるべきではないでしょうか、指摘をしておきます。

○議長(小松 範昭君)

以上ですので、討論を終結します。これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第13、議案第5号、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第3号について、を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第5号について御説明申し上げます。議案説明資料の27ページ、資料8を御覧ください。 1 、補正予算額、ですが、3億8,042万6千円を増額し、一般会計の予算総額を、41億3,966万2 千円とします。2、補正の内容の、(1)歳入ですが、令和2年度からの繰越額が確定したことに 伴い、繰越金に3億8,042万6千円を増額いたします。(2)歳出ですが、まず、一般管理費について、令和2年度国庫補助金の精算に伴い、国への償還金として356万2千円を増額いたします。 財政調整基金費について、2年度繰越額の確定に伴い、精算後の金額を、財政調整基金に積み立てるため、3億7,686万4千円を増額いたします。なお、別冊の議案書の45ページから57ページに、 議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よ ろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第14、議案第6号、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算第2号についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第6号について、御説明申し上げます。議案説明資料の29ページ、資料9を御覧ください。 1、補正予算額ですが、272億3,123万7千円を増額し、特別会計の予算総額を、1兆127億5,773万2千円とします。 2、補正の内容の、(1)歳入ですが、まず、市町村負担金について、令和2年度療養給付費負担金の精算に伴い、37億4,078万5千円を減額いたします。繰越金について、令和2年度からの繰越額が確定したことに伴い、309億7,202万2千円を増額いたします。(2)歳出ですが、基金積立金について、令和2年度繰越額の確定に伴い、精算後の金額を、療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、117億6,551万4千円を増額いたします。また、令和2年度国庫負担金等の精算に伴う国への償還金154億6,572万3千円を増額いたします。なお、別冊の議案書の59ページから71ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。議場配付資料①、18 ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議 案第6号について、花上喜代志議員から通告がありましたので、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

次に、議案第6号について、広域連合長に伺います。新型コロナウイルスの感染再拡大という事態で、経済だけではなくて、当然、医療の分野にも、大きなダメージが生じているわけであります。このコロナ禍では何度も医療崩壊という言葉を耳にしました。院内クラスターとか、あるいはコロナ患者受入れによる一般病院機能の縮小、コロナ陽性の判明や濃厚接触による出勤停止等の実態もございました。このような状況下で、患者は歯科診療や急を要さない手術などの場合、延期を余儀なくされてしまいました。大きな社会問題となっていたわけであります。特に、継続的な診療が必

要な疾病の高齢者については、諸症状の悪化を招き、結果的には医療費を増大させてしまうのではないかという指摘もございました。したがって、新型コロナウィルスなどのパンデミック下でも、通常医療体制を維持する予算の必要性を考えますと、国庫補助金等の使途にはしっかりと注目していかなければならないと思います。それにもかかわらず、前年度の決算剰余金が多額に生じておりますけれども、こうした世の中の状況を見ながら、多額の決算剰余金が出てくるということについては、違和感を感じるという県民の方々が多いのではないかと思います。こうした公費の精算が適正なものになるということが必要だと思いますけれども、広域連合長の御見解を承りたいと存じます。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

前年度の決算剰余金が多額に生じた理由について、回答いたします。国によりますと、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通院の頻度を減らしたり、通院自体を取りやめたりするなど、国民の受診動向にも変化が生じたと報告されています。当広域連合においても、このことにより、療養給付費が見込みを大きく下回り、前年度繰越金が例年と比較し、多額となったものと考えています。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

議案第6号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。 お諮りいたします。議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第15、議案第7号、令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第7号について、御説明申し上げます。議案説明資料の31ページ、資料10を御覧ください。まず、1、予算案の全体概要についてですが、令和4年度の一般会計の予算総額は、団塊の世代が後期高齢者になり始めることによる被保険者数の増加に加え、被保険者証の一斉更新や、窓口負担2割導入への対応などにより、対前年度比、14億6,164万9千円増額の41億9,066万8千円となっております。次に、2、歳入について、ですが、(1)総括表と、(2)主な増減要因を、併せて御

覧ください。まず、分担金及び負担金ですが、これは、県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、被保険者数の増加などにより、対前年度比、1,336万7千円増額の、24億683万6千円となっております。国からの補助金や交付金にあたる国庫支出金については、窓口負担2割導入に伴う国の特別調整交付金の増などにより、対前年度比、9億561万円増額の、12億4,111万2千円となっております。財政調整基金からの繰入金については、被保険者証の一斉更新による増、市町村負担金の年度間の平準化を図ることによる増などにより、対前年度比5億4,264万9千円の増額となっております。1枚おめくりいただき、3、歳出について、ですが、こちらも、(1)総括表と、

(2) 主な増減要因を、併せて御覧ください。まず、総務費の、広域連合運営管理費については、 庁内システム機器更改などにより、対前年度比 9,058万9千円増額の、2億3,408万円となっております。資格管理事業費については、窓口負担2割導入に伴い、被保険者証の一斉更新を2回行うため、対前年度比9億2,602万8千円増額の10億4,562万8千円となっております。給付関係事業費については、窓口負担2割導入に伴う高額療養費支給事前申請、口座登録事前勧奨などにより、対前年度比4億8,413万7千円増額の7億761万7千円となっております。電算システム関係費については、窓口負担2割導入に伴う標準システムのカスタマイズなどにより、対前年度比1億210万3千円増額の10億9,807万4千円となっております。各事業の詳細については、次の33ページ、令和4年度広域連合一般会計予算案事業別一覧に記載しておりますので、御参照ください。32ページに戻りまして、4、基金の状況ですが、財政調整基金の、令和3年度末の残高見込みは、19億2,849万円となっており、これに、令和4年度中の取崩しと、積立の予定額を合算し、4年度末の残高は、13億8,588万5千円を見込んでおります。なお、別冊の議案書の73ページから95ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。議場配付資料①、19ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議 案第7号について、花上喜代志議員から通告がありましたので、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

議案第7号について、広域連合長にお尋ねしたいと存じます。先ほどの一般質問でも質疑が行われましたが、本年 10 月1日から、後期高齢者医療では窓口負担2割化が実行されるという方針が既に決まっているわけであります。これまで議論が行われていた、社会保障制度改革国民会議の報告書を読みますと、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心、という負担と給付の関係を見直して、全世代型の社会保障に転換する、という方向が示されました。しかし、過去を振り返りますと、バブル崩壊後、政府は経済対策などの対応が不十分でありました。その結果、就職氷河期世代、こういった非常に厳しい若い方々の状況が生まれているわけであります。ですから、現役世代における所得の低さも解消されていないという状況があります。社会保険における経済的な負担を強く感じるようになった現役世代、これをしっかり我々は忘れてはならないと思います。一方、窓口負担の2割化というものは、高齢者にとって日々の受診に影響するため、現役世代とはまた異なり、こ

ちらも切実な問題となっていると受け止めているところであります。そこで、改めて予算総額が大幅増になった理由についてもう少し詳しくお尋ね申し上げたいと存じます、併せて、窓口負担2割化によって、長瀬効果、ということが言われておりますけれども、受診抑制が生じる、これは政府も認めている状況であります。市民の皆さんから多くの不安の声、批判の声が我々に聞こえてくるのも当然のことだと受け止めております。したがって、被保険者の方々に寄り添った対応というものを考えていかなければならないと思います。10月1日から窓口負担が2割となっていくわけでありますので、多くの高齢者の方々が戸惑う状況というのが出てくるのではないかと心配しているわけでありまして、今後の周知・広報の予定について、具体的にどのように進めていこうとしているのか、そのお考えを聴かせていただきたいと存じます。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

まず、予算総額が大幅増の理由について、回答いたします。令和4年度は、2年に一度の被保険者証の一斉更新や、窓口負担2割導入に対応するため、予算総額が増えています。窓口負担2割導入への対応としては、全ての被保険者に被保険者証を2回交付する経費や、配慮措置を円滑に進めるために、2割負担対象者に口座の事前登録勧奨を行う等の経費を計上しています。次に、窓口負担2割化についての今後の周知・広報の予定について、回答いたします。令和4年度には被保険者証の交付の機会が2回ございますので、全ての被保険者に対し、制度改正のお知らせを同封します。その他、市町村や関係機関等でのポスターの掲示や、リーフレットの配架等を予定しております。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。議案第7号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、 発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出、白井正子です。県内 33 市町村全てが支援金や拠出金を出しているのですから、 全市町村から審議に加わることができるよう議員定数を現行の 20 人から増やすべきです。高齢者 の声が届く身近な議会となるよう改善が求められます。マイナンバー制度の運用自体に賛成できま せん。

○議長(小松 範昭君)

以上ですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第 16、議案第 8 号、令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長(谷口 千尋君)

議案第8号について、御説明申し上げます。議案説明資料の35ページ、資料11を御覧ください。まず、1、予算案の全体概要でございますが、財政運営期間の1年目となる令和4年度の特別会計の予算総額は、被保険者数の増加などにより、対前年度比370億4,562万4千円増額の、1兆228億8,407万9千円となっております。また、令和3年度まで一般会計に計上していた、保健事業費及び保健事業等支援基金費を特別会計に集約します。

次に、2、歳入については、(1)総括表と(2)主な内容と増減を併せて御覧ください。まず、市町村支出金の、保険料納付金については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、31億5,107万9千円増額の1,163億6,563万円となっております。こちらは、議案第3号の保険料率と、予定収納率99.49%から算出しております。基盤安定拠出金は、対前年度比、7億1,819万2千円増額の、167億9,298万1千円、療養給付費負担金は、対前年度比、28億5,328万3千円増額の、761億8,683万3千円となっております。国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、医療給付費の増額に伴い、それぞれ記載のとおり、増額となっております。繰入金は、剰余金の増加に伴い、保険料の上昇の抑制のため、支払準備基金から特別会計への繰入を増額し、対前年度比、35億2,164万円増額の77億3,137万1千円となっております。

一枚おめくりいただき、3、歳出についてですが、こちらも、(1)総括表と、(2)主な内容と増減を、併せて御覧ください。まず、保険給付費の、療養給付費等については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、363億2,785万円増額の、1兆10億3,141万1千円となっております。保健事業費については、一体的実施事業の実施市町村増加に伴う増額や、市町村補助金の新設等に伴う増額などにより、3億8,852万9千円増額の、51億9,187万1千円となっております。

次に、4、基金の状況を御覧ください。まず、療養給付費等支払準備基金ですが、令和3年度末の残高見込みは、161億6,850万1千円となっております。これに、令和4年度中の取崩と、積立の予定額を合算し、4年度末の残高は、86億3,745万5千円を見込んでおります。次に、保健事業等支援基金ですが、令和3年度末の残高見込みは、21億7,577万7千円となっております。これに、令和4年度中の取崩と、積立の予定額を合算し、令和4年度末の残高は、19億7,582万1千円を見込んでおります。なお、別冊の議案書の97ページから120ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松 範昭君)

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、19ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第8号について、花上喜代志議員から通告がありましたので、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員(花上 喜代志君)

本日最後の質問に立たせていただきます。議案第8号について、広域連合長にお伺いしたいと存じます。先ほど来のお話のように、戦後日本に大きな影響を及ぼしてきた団塊の世代がいよいよ後期高齢者になり始める状況の中で、生涯現役をモットーに、元気に様々な活動をされる高齢者の方も多いとは思いますけれども、どうしても何らかの病気を抱えがちになったり、身体機能が低下したり、こういう状況になってくる方が多くなると思います。そこで、医療給付が極めて重要になってくるわけであります。令和4年度の特別会計予算について、今御説明いただきましたが、増大する後期高齢者の方々に対する支援という点において、基本的な考え方、どのようなお考えを持っているのか、広域連合長にお尋ねしたいと思います。そして、今後、被保険者が増大する中で、安心して受診できる持続可能な医療保険制度とするために、どのように取り組んでいこうとしているのか、このことも大変大事でありますので、あえてお尋ね申し上げたいと思います。最後になりましたが、後期高齢者医療制度が、高齢者の皆様のために適切な医療制度であり続けることを、私としても強く要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小松 範昭君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。 上地広域連合長。

○広域連合長(上地 克明君)

まず、令和4年度特別会計予算についての基本的な考え方について、回答いたします。令和4年度の特別会計予算は、被保険者数や医療給付費の見込みに基づき計上しました。団塊の世代が後期高齢者となり始め、被保険者数の増加が見込まれることなどから、医療給付費が増え、初めて1兆円を超える予算となりました。次に、今後の持続可能な医療保険制度とするための取組について、回答いたします。国においては、現役世代の負担を抑えながら、持続可能な全世代型の医療保険制度を構築するため、法整備を含め、総合的な議論に着手すると伺っております。広域連合といたしましては、今後も、国の動向を見据えながら、広域計画に定めた基本理念に沿って、保健事業をはじめとする各事業を的確に実施していくことで、被保険者の皆様が安心して暮らしていける持続可能な医療保険制度を目指して取り組んでまいります。

○議長(小松 範昭君)

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。議案第8号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、 発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出、白井正子です。10 月からの窓口 2割負担の実施で神奈川県広域連合の高齢者の 3割に近い方が医療費の負担増となる予測であり、保険料については、財政安定化基金を充てる、 市町村から負担を求めるなどさらに引き下げる手立てがありながら、不十分な引き下げにとどまっていることから、特別会計予算には反対です。

○議長(小松 範昭君)

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第8号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【陳情第1号】

○議長(小松 範昭君)

次に、日程第17、陳情第1号、後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施中止を 求める意見書提出の陳情、日程第18、陳情第2号、後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求め る陳情、について議題といたします。議場配付資料①の21ページを御覧ください。

これらの2件につきましては、慎重な審査が必要であるため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後4時21分 休憩

午後4時48分 再開

【委員長報告(陳情第1号)】

○議長(小松 範昭君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17及び第18、陳情第1号及び第2号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

青木哲正議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(青木 哲正君)

ただいま議題となりました陳情第1号及び第2号について、議会運営委員会における審査の結果 を、御報告申し上げます。議場配付資料②の1ページを御覧ください。委員会にて審査のうえ採決 を行いましたところ、陳情第1号については、不採択とすべきものと決定いたしました。次に、陳 情第2号については、不採択とすべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

○議長(小松 範昭君)

ありがとうございました。ただいま議会運営委員会 委員長より、議会運営委員会における審査 の結果について報告がありましたので、陳情第1号から順次、審議いたします。まず、陳情第1号 について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。 白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

横浜市会選出、白井正子です。75 歳以上の医療費 2 割化反対実行委員会から提出されたものです。本年 10 月 1 日とされている窓口負担 2 割化の実施は中止するよう国へ意見書提出を求める陳情です。神奈川民医連の後期高齢者の調査では、1 割負担から 2 割負担になったら通院回数を減らす、受診科数を減らす、薬の飲み方を自分で調整するなど、3 割の方が何らかの受診抑制を考えている、コロナ禍において受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う 2 割化は中止することを強く望むとしています。趣旨に沿った採択が当然です。

○議長(小松 範昭君)

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第1号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。 (賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第2号について討論に移ります。

本件については、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。白井正子議員。

○7番議員(白井 正子君)

陳情第1号と同じく、75歳以上の医療費2割化反対実行委員会からの提出です。保険料の負担割合は、被保険者1割、現役世代の支援金4割、公費5割とされているが、現役並み所得の人の窓口負担を3割にしたことに伴い、公費が47パーセント程度まで減少し、被保険者の保険料と支援金の割合が増加して、保険料負担率が11パーセント台まで跳ね上がっていると制度の問題点を指摘し、後期高齢者から、生活が厳しくなっている、高齢者になっても安心して暮らせる制度にしてほしい、との声が寄せられているとして、後期高齢者の命と生活を守るために、保険料の大幅な引き下げと、国に対して公費負担の割合を引き上げるよう要請することを求めている請願です。趣旨に沿って採択するべきです。

○議長(小松 範昭君)

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第2号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。 (賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長(小松 範昭君)

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長(小松 範昭君)

この際、お諮りいたします。

本定例会の議決の結果、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第42 条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長(小松 範昭君)

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。 上地広域連合長。

〇広域連合長(上地 克明君)

本日、長時間にわたり多数の議案を御審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様は、本日が広域連合議員としての任期中最後の定例会となろうかと思います。この間の御尽力に心から感謝申し上げます。今後も、後期高齢者医療制度への御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

○議長(小松 範昭君)

これをもちまして、令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり御協力いただき、ありがとうございました。

○議決結果

議案	件名	結果
承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)	承認
承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))	承認
承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	承認
議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、 勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を改正する条例について	可決
議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例について	可決
議案第4号	神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について	可決
議案第5号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について	可決
議案第6号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号) について	可決
議案第7号	令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第8号	令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予 算について	可決
陳情第1号	後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施中止を求める 意見書提出の陳情	不採択
陳情第2号	後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 小松 範昭 議 員 丸山 浩章

同 藤田 昇